

# 北下浦地域運営協議会会則

令和4年5月24日改正

第1条 本会は、北下浦地域運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、北下浦行政センター（横須賀市長沢2丁目7番7号）に置く。

（目的）

第3条 協議会は、北下浦行政センター管内の住民の協力を得て、北下浦地域（以下「地域」という。）のまちづくりの総合的な取り組みの推進及び住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

（事業等）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）地域のあり方や将来の方向の検討に関する事
- （2）地域の課題解決に向けた取り組みの実施に関する事
- （3）地域の特性に応じた事業の企画及び実施に関する事
- （4）市政に関する意見、要望及び政策提言等の提出に関する事
- （5）その他協議会の目的達成に必要ながあると認められる事項

（組織構成）

第5条 協議会は次の地域活動団体で構成する。

- （1）野比地区連合町内会
- （2）長沢地区連合町内会
- （3）津久井地区連合町内会
- （4）グリーンハイツ連合自治会
- （5）粟田町内会
- （6）北下浦地区社会福祉協議会
- （7）北下浦地区民生委員児童委員協議会
- （8）北下浦観光協会
- （9）横須賀市PTA協議会第9部会
- （10）野比駅前商店会
- （11）長沢サンリヴ商店会

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- （1）代表理事 1名
- （2）副代表理事 1名
- （3）理事 5名
- （4）会計 1名
- （5）監事 2名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、代表理事は3期6年を限度とする。

3 役員が任期途中で交代した場合は、前任者の残任期間とする。

（役員選任）

第7条 代表理事は、理事の互選により選出する。

2 副代表理事は、理事の中から代表理事が指名する。

- 3 理事は、野比地区連合町内会長、長沢地区連合町内会長、津久井地区連合町内会長、グリーンハイツ自治会長、栗田町内会長、北下浦地区社会福祉協議会長及び北下浦観光協会長の7名を充てる。
- 4 会計は、野比地区、長沢地区、津久井地区、グリーンハイツ地区及び栗田地区のうち、1地区から1名選出する。
- 5 監事は、野比地区、長沢地区、津久井地区、グリーンハイツ地区及び栗田地区のうち、会計を選出した地区以外の4地区の内の2地区から1名ずつ選出する。

(役員の職務)

第8条 代表理事は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は協議会の会務を所掌する。
- 4 会計は協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は協議会の会計及び会務を監査する。
- 6 会計及び監事は他の役員を兼ねることはできない。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、理事会及び常任委員会とする。

- 2 協議会の会議は原則として公開とする。ただし、次の項目に該当する場合はこの限りでない。
  - (1) 会議の内容が非公開情報に係るものである場合
  - (2) 会議を公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(総会)

第10条 総会は、北下浦行政センター管内のすべての町内会長・自治会長及び第5条に規定する地域活動団体の代表者で構成し、過半数（委任を含む。）の出席をもって成立する。

- 2 総会は理事会の決定により代表理事が招集し、年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。
- 3 議長は、総会出席者の中から選出する。

(議決)

第11条 総会の議決は出席者の過半数の賛成により成立する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第12条 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 第4条第1項に規定する事業の執行に関する事項（予算・決算を含む。）
- (2) 協議会の組織構成に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事
- (4) その他理事会で必要と認めた事項

(理事会)

第13条 理事会は、次の事項について決定し、執行する。

- (1) 総会に提出する議案
  - (2) 総会の議決により委任された事項
  - (3) 協議会の運営に関する事項
  - (4) 第5条第1項に規定する地域活動団体以外の団体の参画に関する事項
  - (5) その他必要と認められる事項
- 2 理事会は、簡易な事項または特に緊急を要する事項の執行については専決処分を行うことができる。
  - 3 理事会は、前項の規定により専決処分を行った場合は、次の総会に報告しなければならない。

4 理事会は、第1項に規定する事項について具体的な検討を要する場合は常任委員会へ委任することができる。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、第5条第1号から第5号までに規定する地域活動団体からそれぞれ2名以上、第6号から第11号までに規定する地域活動団体から1名以上選出された、20名以内の常任委員で組織する。

2 常任委員は、必要に応じてプロジェクトチームに分かれて、理事会から委任を受けた事項を所管する。

3 プロジェクトチームのリーダーは互選により選出する。

4 プロジェクトチームは、第13条第1項第4号の規定にかかわらず、必要に応じて、関連する団体、専門家または学識経験者の参画を求めることができる。

5 プロジェクトチームのリーダーは必要に応じて、理事会に出席し、意見を述べるることができる。

(議事録の作成)

第15条 協議会は、会議を開催したときは、日時、場所、出席者、協議事項と結果及び報告事項等を記載した議事録を作成する。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(資産帳簿の整備)

第17条 協議会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 地域住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(経費)

第18条 協議会の経費は、北下浦行政センター管内の町内会・自治会からの分担金、市からの交付金、補助金その他の収入をもって充てる。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか必要な事項は理事会の決定を得て代表理事が定める。

附 則

1 本会則は、平成24年5月28日から施行(以下「施行日」という。)する。

2 本会則第6条第1項及び第7条の規定により最初に選任される役員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までとする。

3 本会則第16条に定める会計年度は、施行日の属する年度に限り、施行日から始まり翌年3月31日をもって終了する。

4 北下浦地区協議会会則(平成21年7月2日制定)は廃止する。

附 則

1 本会則は平成25年5月20日から施行する。

2 理事が、協議会の総会の日から起算して、2カ月前から総会前日までの間に交代したときは、前任の理事は第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、総会の日まで任期があるものとみなす。

附 則

本会則は平成26年5月19日から施行する。

附 則

本会則は平成28年5月24日から施行する。

附 則

- 1 本会則は令和元年5月28日から施行する。
- 2 平成30年度の総会で選任された役員、委員及び事務局員の任期は、第5条及び第6条の規定に関わらず、令和2年度総会までとする。

附 則

- 1 本会則は令和4年5月24日から施行する。
- 2 第6条に規定される役員は、総会の日まで任期があるものとみなす。

# 北下浦地域運営協議会会則取扱要領

令和4年5月24日改正

## (事務局)

- 1 (1) 会則第2条に規定する事務所は北下浦行政センターに置くが、事務の執行は北下浦行政センター管内の住民が担う。
- (2) 事務局職員を選出にあたっては、2(1)に規定する地区から、会則第7条第3項に規定する理事が推薦する者の中から2名を選出する。
- (3) 協議会の体制が整うまでの間は、北下浦行政センター職員が、事務の執行について支援を行う。

## (組織構成)

- 2(1) 地区の代表として選出する場合の地区は、次の5地区を基本とする。

地区名	関係町内会
野比地区	野比地区 連合町内会
長沢地区	長沢地区 連合町内会
津久井地区	津久井地区 連合町内会
グリーンハイツ地区	グリーンハイツ 連合自治会
粟田地区	粟田町内会

- (2) 会則第14条に規定する常任委員会の委員選出にあたっては、町内会・自治会の役員に限らず、会則第7条第3項に規定する理事が推薦する者を選出することができる。

## (役職)

- 3 会則第6条第1項第1号に規定する代表理事に事故あるときは、他の理事の中からあらかじめ決めた順位に従って、代表理事の職務を遂行する。

## (会計及び監事)

- 4 会則第7条第4項に規定する会計及び同条第5項に規定する監事を選出にあたっては、町内会・自治会の役員に限らず、会則第7条第3項に規定する理事が推薦する者を選出することができる。

## (会議)

- 5 協議にあたっては全会一致を原則とし、他者の意見を否定あるいは排除することのないように努めなければならない。

## (会議の傍聴)

- 6(1) 住民から会議傍聴の申し出があった場合は、代表理事が可否を判断する。
- (2) 可否の判断が難しい案件の場合には、会議に諮って決定する、
- (3) 会議傍聴の手続については、別途定める。

## (総会)

- 7 総会における議決権は1人1票とする。

(理事会)

8 協議会の運営に関する事務のうち、次の事務は理事会で取り扱う。

- ① 北下浦海岸一斉清掃
- ② 新年賀詞交歓会
- ③ その他協議会が主体に行う行事等（広報活動を含む）

(常任委員会)

- 9 (1) 各地域活動団体の代表者は、他の地域活動団体の活動状況等を相互に理解して情報を共有するとともに、知力を結集して会則第14条第1項に定める事項の解決に向け、努力する。
- (2) 地域活動団体を代表する者が会議に出席できない場合は、その団体に所属する他の者が代理出席することができる。

(経費)

- 10 (1) 事務事業執行にあたり、町内会・自治会からの分担金を必要とする場合の負担割合については、執行する事務事業等の予算規模を勘案し、委員会で試算する。
- (2) 事務事業執行にあたり、町内会・自治会以外の他の地域活動団体から応分の負担が必要であると判断される場合の各地域活動団体の負担割合についても、前項と同様に取り扱う。
- (3) 町内会・自治会及び町内会・自治会以外の他の地域活動団体から経費を負担する場合の負担割合は、総会の議決を要する。

# 北下浦地域運営協議会会議傍聴の手続について

平成31年 5月28日改正

協議会の会議を傍聴する手続について、次のとおり定める。

- 1 協議会各会議の傍聴席の定員は5人とする。ただし、会議室等の定員を超えない範囲で増減する場合がある。
- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議開催当日に傍聴申込書（様式1）を事務局へ提出し、傍聴章（様式2）の交付を受ける。
- 3 傍聴章は先着順に交付する。ただし、定員を超える傍聴の申し込みが同時にあった場合は、その時点で抽選を行い、傍聴人を決定する。
- 4 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 静粛にすること。
  - (2) 飲食しないこと。
  - (3) 写真等を撮影し、または録音をしないこと。
  - (4) 携帯電話等については、会議中は電源を切り、使用しないこと。
  - (5) 会議室の秩序を乱し、または会議等の妨害となる行為はしないこと。
- 5 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。
- 6 傍聴人が指示等に従わないときは、代表理事または委員長は退場させることができる。

様式1

傍聴章番号 _____
<b>傍聴申込書</b>
北下浦地域運営協議会
<input type="checkbox"/> 理事会
<input type="checkbox"/> 常任委員会
<input type="checkbox"/> 総会
を傍聴したいので申し込みます。
年 月 日
住所 _____
氏名 _____
代表理事（委員長）あて

様式2

北下浦地域運営協議会
No. _____
<b>傍 聴 章</b>
~~~~~
傍聴を終了した後、お返してください。